

平成 27 年度みんなで支える森林づくり大北地域会議（第 2 回）議事録

1 開催日時 平成 28 年 3 月 1 日（火）13 時 30 分から 15 時 30 分

2 開催場所 大町合同庁舎 102 号会議室

3 出席者

・委員：浅見昌敏（座長）、香山由人、丸山美栄子、鷺沢恒夫

（以上 4 名 五十音順で掲載）

・北安曇地方事務所：土屋地方事務所長 加藤林務課長、他林務課職員 3 名（以上 5 名）

4 会議事項

(1) 開会

(2) あいさつ(土屋地方事務所長)

本日は、今年度第 2 回目の「みんなで支える森林づくり大北地域会議」にご出席いただき、ありがとうございます。

昨年 11 月 6 日開催の第 1 回会議では、大北森林組合の不適正な補助金の受給に係る森林整備箇所等の視察後、この問題に関しての状況を事務局よりご説明申し上げ各委員からは厳しい御意見をいただきました。

本日は、その後の経過等について追加の報告をさせていただくとともに、今回の問題の反省を踏まえて今後の森林税事業の進め方についてもご説明申し上げます。

県民の皆様から頂戴している貴重な森林税を今後どう使わせていただくのが良いか、改めて委員の御意見をいただければと考えております。

なお、去る 1 月 19 日に県庁で開催された「平成 27 年度第 2 回みんなで支える森林づくり県民会議」でも委員から様々な御指摘もいただいております。その議事録等も参考資料として提示させていただいておりますが、地域会議の各委員からも忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

簡単ではございますが、当地域会議に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

(3) 議事

○ 平成 27 年度森林税活用事業実績について(事務局説明)

○ 平成 28 年度森林税活用事業計画について(")

【浅見座長】 説明があった。皆さんからご意見をいただきたい。

【香山委員】 緩衝帯整備については、国庫補助の対象とならない事業であるため、森林税事業で実施することになるが、いわゆる藪苺であり本来の森林整備とは違うもの。

人が出るところでは野生鳥獣が隠れられないような施業としては必要かもしれないが、今のやり方では永久に継続する必要がある。

森林整備の手法によっては、2 メートル程度までの藪を形成させない森林をつくることができる。単なる刈払いではない施業とする視点が必要ではないか。

今の北地域の大北では、20 メートルくらいの上層木と下層の藪で構成され、中層の樹木が存在しない状況も多く見られる。

この中層の樹木が成林するよう整備をし、下層植生の繁茂を抑制することで目

の高さまでの見通しを良くすることができる。空間の立体的な配置をデザインする必要性がある。

【丸山委員】 松くい虫被害対策の空中散布については、豊丘村で再開したと聞いているが、やはり反対する意見は強いのか。

【事務局】 豊丘村はマツタケの産地であり、過去において空中散布を実施していたが、健康への影響を考慮した反対意見もあり一度中止した経過があると聞いている。

今回の再開について詳細は確認していないが、大北地域でも大町市八坂地区で毎年 3ha の空中散布を実施している。

空中散布は人体への影響を考え反対する人が多いが、大町市においては、地元への説明会を開催し住民の理解を得た上で実施している状況がある。

【丸山委員】 松くい虫被害対策として有効な手法だと思うので、住民の理解が得られれば良いと思う。

【浅見座長】 水源林公有林化支援事業の計画が無いが、大北地域には公有化する水源地としての適地がないのか。

【事務局】 大町市の鹿島地区で公有林化の計画をしていたが、市が土地を購入するにあたり必要となる測量に多額の経費が必要なこと、土地所有者の承諾を得るのがスムーズにできなかったことなどから実施を延期している。

公有林化ではないが、池田町では保安林への指定を進めることで対応している例もある。

【浅見座長】 北海道のような（外資による買収等の）事例はないか。

【土屋所長】 保安林指定などの規制的な手法でも、森林を購入する公有林化でも、より効果的に対応することが大事。長野県内での例はあまり聞いたことがないが、山の価値は下がっており、森林所有者も外資などの誘いに乗ってしまいがちであることは間違いない。

【香山委員】 このことと関係する問題として、過去に行われた原野商法による森林の切り売りがあり、大北地域にも見られる。森林整備を実施するための集約化を試みると、（原野商法で森林を購入した所有者を確認できないことから）必要な所有者の承諾がとることができない。施業したい区域内にそのような森林が点在している。

今後問題となりそうなのが、太陽光発電であると思っている。20 年限定での買取り制度であるので、その後どうなるのかが見通せない。

保安林以外の森林は原則開発ができてしまう制度になっている。

これらの話しは、奥山よりもむしろ里山の問題であるので、森林税の使い方として考えた方がよいと思う。

【浅見座長】 「1 みんなで支える里山整備事業」「2 地域で進める里山集約化事業」についての計画要望がないが、その影響はどうか。

【香山委員】 要望しなかった（林業事業体としての）立場で発言するが、補助（交付）金を申請するのに必要な施業区域の面積が 5ha 以上、集約化については 10ha 以上となっており、今まで何年も整備してきたことから里山でそれだけまとめることが

できなくなってきた。

さらに、間伐の対象林分が 35 年生以下、胸高直径 18 cm 以下であり、対象となる森林が減ってきている。奥山にはあるかもしれないが、集落周辺には少ない。大北地域のみでなく、全県で同様の問題が発生している。

【土屋所長】 採択要件の見直しをしていくべきということか？

【香山委員】 (集約化の場合は 10ha に足らなくても) 必要なら例えば 8ha でも対象とすることができるようになればよい。

○ 森林税に関する広報について(事務局説明)

【浅見座長】 説明を受け、委員からご意見をいただきたい。

【丸山委員】 (大町市の木のぬくもりプレゼント事業について) このような事業の PR は大事であり、人づて、口伝えでも広がる。知り合いの安曇野市の議員に話をしたら、市議会で取り上げられ、すぐに事業化に結び付いた例があった。いろいろな方法で広報して行ってほしい。

【香山委員】 今年実施した箇所もパネルの写真を見てわかるとおり車の通行はほとんどない場所であるように、実は目立たない場所の森林が整備されずに残っているのが実情である。

本来は手入れされた森林が一番 PR になる。良い森林を作っていくことが大事だと思う。手をいれてある森林にお金を投入していくことがの方が良いのかもしれない。人目につくところは所有者が自力で整備していることが多いが、むしろそのようなところには補助金が使われていない。

【丸山委員】 今回の森林組合の問題のニュースから森林税を知る機会になっている人もいるかもしれない。反面教師としてかもしれないが。

【浅見座長】 この問題があったことによる森林税への批判的な意見等はあまり聞こえてこない気がするが。

【事務局】 一般県民から御意見をいただいた際に、森林税に言及されることは何度かあった。今後信頼を回復していかなければいけない。

【香山委員】 今回の問題の中で、森林整備を実施してなくても、森林所有者や地元からの苦情が無かったのは森林への関心が無いということであり、大きな問題である。

とにかく、アピールの効果があるところの整備ができるような制度としてほしい。

森林税は本来里山の整備を進めるために導入されているので、奥地の森林は保安林指定を進め、保安林整備事業等で対応するべきである。

【浅見座長】 細分化された森林所有の問題が解消されれば、(集約化等も) 楽になると思うのだが。

【香山委員】 森林の集約化は地域に丸投げされると大変である。行政サイドも、昨年今年と組合問題で大変だと思うが、これからは地方事務所林務課の職員もぜひ現場へ出てもらい、森林所有者や事業体とともに山づくりを考えて欲しい。

【事務局】 今後、市町村の広報誌への掲載を依頼したり、ホームページ等でも森林税の用途をアピールしていきたい。

○ 報告事項（加藤林務課長説明 約 30 分間）

・みんなで支える森林づくり県民会議

・大北森林組合補助金不正受給問題

【浅見座長】 皆様のご意見、質問等は。

【鷲沢委員】 県民会議資料で「みんなで支える里山整備事業」の 27 年度の大北地域の実績がゼロとなっているのはなぜか。

【加藤課長】 組合問題の影響（組合からの補助金申請が無いこと）により減少している。データの集計時期の違いからゼロとなっているが、実際は 10ha の整備実績となっている。

H28 事業要望が無い理由も、香山委員の御意見のとおり、面積要件にあるかもしれない。また、森林組合の今後の見通しが立っていないこともある。

【浅見座長】 今後大北森林組合を立て直すにあたり、再建計画自体を立てることができる態勢となっているのか疑問。

返還できないお金をどうするのか、県も一緒になって考えるべきである。

森林組合の特殊性があるのか、甘えがあると思う。もっと自分たちで主体性をもって、自ら提言し相談していくくらいのことをやらなければいけない。

【加藤課長】 組合の再建については、県としても、必要な支援を検討しているところである。組合としても誠意を持って対応すると言っており、森林組合法に基づく「措置命令」により再建計画等についての報告を求めている。

しかし、全ての部分において県が関わってしまうのも良くない部分があると思っている。

【香山委員】 県と森林組合との関係については、大北森林組合の場合市町村との関係が切れていると思う。この問題を「県と組合で解決しろ」というのは無理がある。

地域をあげて組合の再建計画を持たないと出口が見えてこないのではないか。

【浅見座長】 補助金の返還請求をやってはいるが、県としても負担すべきところは負担すべきである。

組合の予算は当面赤字であり、到底返せる金額ではないように思うが。

県としては、腹をくくって思い切った対策をとり、今年の夏くらいまでには一日も早く線引きをお願いしたい。

【土屋所長】 昨年この問題が発覚してから今日までの間、4 回にわたり補助金の返還請求を行ってきた。一方それと併せて、組合の再建に向けた指導も、森林組合法に則り対応していかなければいけないと思っている。

膨大な金額についての返還計画が策定されているところであるが、地域と森林組合の実情を踏まえて対応していきたいと考えている。

○ 森林税活用事業(第2期)の今後の進め方について(加藤林務課長説明 約5分間)

【浅見座長】 委員から質問等は。

【香山委員】 一つ言えるのは、森林税がスタートした時点から現在の国の補助制度が大きく変わってきている。

例えば森林整備の面積要件は、以前は0.1ha以上であれば補助対象となったが、現在では5ha以上となっている。

自分は(長野県ふるさとの)森林づくり条例の制定時にも関わったが、重点整備地域については、当初数カ所の指定が行われて以来、財源の問題からか近年は指定が進んでいない。今後は、森林税を財源として重点整備地域の森林整備ができる仕組みを作るのも一つの方法ではないか。ただし二階建て(の制度)にならないことが必要だが。

【丸山委員】 条例はあくまで文字であり、現状の把握をしっかりとすることが大事である。

説明のあった(森林税活用事業の今後の進め方の)資料には、当たり前のことをかいてあるだけである。それをきちんとやってこなかっただけである。

今の時代はGIS、航空写真、ドローン等を使用した現地調査などの新しい技術を手段として使っていく必要があるのかもしれない。

【土屋所長】 文明の利器は有効に使い、効率的に調査等を実施していくことは必要だと思う。

【浅見座長】 そろそろ意見も出尽くしたということで議事を閉じたい。事務局へお返りする。

(4)その他

28年度の地域会議について(事務局説明)

- ・委員の改選及び開催時期について

(5)開会